

みやた訪問看護ステーション居宅介護支援事業所 重要事項説明書

1. 事業者

- (1) 事業者名 医療法人 宮田医院
(2) 所在地 茨城県筑西市丙59番地
(3) 代表者氏名 理事長 宮田 信之
(4) 電話番号 0296-22-2440
(5) 設立年月 平成6年8月

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の名称 みやた訪問看護ステーション居宅介護支援事業所
平成12年2月17日指定 茨城県第152号
(2) 事業所の種類 居宅介護支援事業
(3) 事業所番号 0860690023
(4) 事業所の所在地 茨城県筑西市丙58番地3
(5) 電話番号 0296-25-1298
(6) 管理者氏名 小林 恵子
(7) 開設年月日 平成12年4月
(8) 事業所が行っている他の業務
当事業所では、次の業務もあわせて実施しています。
〔指定訪問看護〕平成12年4月1日 介保73-0177号
(9) 通常の事業の実施地域 筑西市

3. 事業の目的及び運営の方針

- (1) 事業の目的 要介護状態にある利用者に対し、適切な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。
(2) 運営の方針 要介護状態の利用者が可能な限りその居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むために、適切な居宅サービス、保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供されるよう支援を行う。利用者の意思を尊重し、提供される居宅サービス等が特定の種類又は特定の事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に業務を遂行する。

4. 営業日及び営業時間

- (1) 営業日 月曜日から金曜日
(2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分
(3) 休業日 祝祭日及び12月30日から1月3日

5. 職員の体制

	常 勤	職務内容
1. 管理者（介護支援専門員・訪問看護兼務）	1（人）	従業者の管理及び業務の管理を一元的に行います。 居宅介護支援業務
2. 介護支援専門員（専従）	1（人）	居宅介護支援業務

6. 介護支援専門員の担当、交替等

- (1) サービス提供時に、担当の介護支援専門員を決定します。
- (2) 事業者の都合により、介護支援専門員を交替することがあります。交替をする場合は、利用者及び家族に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。
- (3) 選任された介護支援専門員の交替を希望する場合は、当該介護支援専門員が業務上不適当と認められる事情その他、交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して介護支援専門員の交替を申し出ることができます。

7. サービスの提供方法及び内容

(1) アセスメントの実施

- ・利用者の住まいを訪問し、心身の状態、おかれている環境を把握し、支援ニーズの特定及び解決する課題を把握していきます。

(2) 居宅サービス計画書原案作成

- ・アセスメント結果を基に、利用者及び家族の希望を踏まえ、複数のサービス事業者等の紹介を求めるとや居宅サービス計画に位置付けたサービス事業者等の選択理由について説明を求めることができます。
- ・ケアマネジメントの公正中立性の確保を図る観点から、以下について利用者及び家族に説明を行います。*別紙参照

① 前6か月間に作成した居宅サービス計画における、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合

② 前6か月に作成した居宅サービス計画における、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業所によって提供されたものの割合

(3) サービス担当者会議

- ・居宅サービス計画書原案作成後に、利用者及び家族を交えてサービス担当者会議を開催し、各サービス担当者間で共通認識を図ります。

(4) 居宅サービス計画書の交付

- ・利用者及び家族に同意を得られた居宅サービス計画書は、利用者やサービス担当者に交付します。

(5) サービス実施状況の把握・評価

- ・1か月に1回は利用者の居宅に訪問し、新たな課題が生じていないか、居宅サービス計画の基づくサービス提供がなされているか近況の聴取、確認をします。また、利用者と家族、居宅サービス事業者等との連絡調整を継続的に行い、居宅サービス計画作成後も利用者と事業者との双方の合意に基づき、必要に応じて居宅サービス計画を変更します。

(6) 給付管理業務

- ・利用者の前月における介護保険サービスの利用実績を確認した後、給付管理票を作成し、国民健康保険団体連合会に提出します。

(7) 要介護認定申請に対する協力・援助

- ・利用者及び家族の意思を踏まえて、速やかに当該申請や要介護認定の更新申請が行われるよう必要な援助を行います。

(8) 相談業務

- ・利用者及び家族、サービス事業者からの連絡に随時対応し、計画変更の必要がある場合には速やかに対応します。また、必要に応じて介護保険以外の福祉サービスや民間サービス等を含めた情報の

提供を行います。

- ・利用者が自宅での生活が困難になった場合や利用者が介護保険施設等の入所を希望した場合、利用者に介護保険施設等に関する情報を提供します。

8. 利用料金

(1) 介護保険給付対象サービス

- ・要介護認定を受けている方は、介護保険から全額給付されるため自己負担はありません。
- ・法律の規定に基づいて、介護保険からサービス利用料金に相当する給付を直接受領すること（法廷代理受領）になっています。

区分	要介護1・2	要介護3・4・5
支援費	11,088円	14,406円
加算	・初回加算	3,063円
	・入院時情報連携加算（Ⅰ）	2,552円
	・入院時情報連携加算（Ⅱ）	2,042円
	・退院、退所加算（Ⅰ）イ	4,594円
	・退院、退所加算（Ⅰ）ロ	6,126円
	・退院、退所加算（Ⅱ）イ	6,126円
	・退院、退所加算（Ⅱ）ロ	7,657円
	・退院、退所加算（Ⅲ）	9,189円
	・退院時情報連携加算	510円
	・緊急時等居宅カンファレンス加算	2,042円
・ターミナルケアマネジメント加算	4,084円	

- (2) 通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービス提供に際し、要した交通費の実費をいただきます。

事業所から片道概ね20km未満 300円

事業所から片道概ね20km以上 500円

9. 主治医及び医療機関等との連携

利用者の主治医または関係医療機関との間において、利用者の疾患に対する対応を円滑に行うために、疾患に関する情報について必要に応じて連絡を取らせていただきます。そのために入院、受診時等には、担当介護支援専門員の氏名及び連絡先を伝えて頂くことになります。

10. 秘密保持

- (1) 事業者は、業務上知り得た利用者及び家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。
- (2) この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後も継続します。
- (3) 事業者は従業者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容にとします。

11. 身分証携行義務

介護支援専門員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者又は利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

12. 事故発生時の対応

利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

1 3. 虐待防止について

利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定め、解決に向けて取り組みます。

○虐待防止に関する担当者：管理者 小林恵子

1 4. 感染症の予防及びまん延防止のための対策

感染症の発生や拡大を防止するための委員会の開催、その結果について、従業者が周知徹底を図り、指針の整備、研修及び訓練等の実施に取り組みます。

1 5. 業務継続計画の策定

感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、業務継続に向けた又は早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）の策定、必要な研修及び訓練等の実施に取り組みます。

1 6. 身体的拘束等の禁止

利用者又は他人の生命、身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他の行動を制限する行為は行いません。

1 7. ハラスメントの対策

職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりを目指します。

また、利用者が事業者の職員に対して行う、暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷等の迷惑行為、セクシャルハラスメントなどの行為を禁止します。

1 8. 個人情報の取り扱いについて

別記「個人情報提供同意書」のとおり

1 9. 苦情の受付について

(1) 苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者）

管理者 小林 恵子

連絡先 所在地 茨城県筑西市丙58番地3

電話番号 0296-25-1298

○受付時間 毎週月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時30分

(2) 行政機関その他苦情受付時間

筑西市役所 介護保険課	所在地 茨城県筑西市丙360番地 本庁2階 電話番号 0296-22-0528 受付時間 午前8時30分から午後5時
茨城県国民健康保険団体連合会 介護保険課 介護保険苦情相談	所在地 茨城県水戸市笠原町978-6 電話番号 029-301-1565 受付時間 午前9時から午後5時
茨城県保健福祉部長寿福祉課 地域ケア推進室	所在地 茨城県水戸市笠原町978-6 電話番号 029-301-3332 受付時間 午前9時から午後5時